

## 8. 生活習慣病対策と健康づくり

区民の健康を保持・増進するために、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療以外の保健事業として健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導を実施している。

### [1] 健康手帳の交付（健康増進法第17条第1項）

健康診査の記録その他、生涯にわたる健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、健康手帳を交付している。

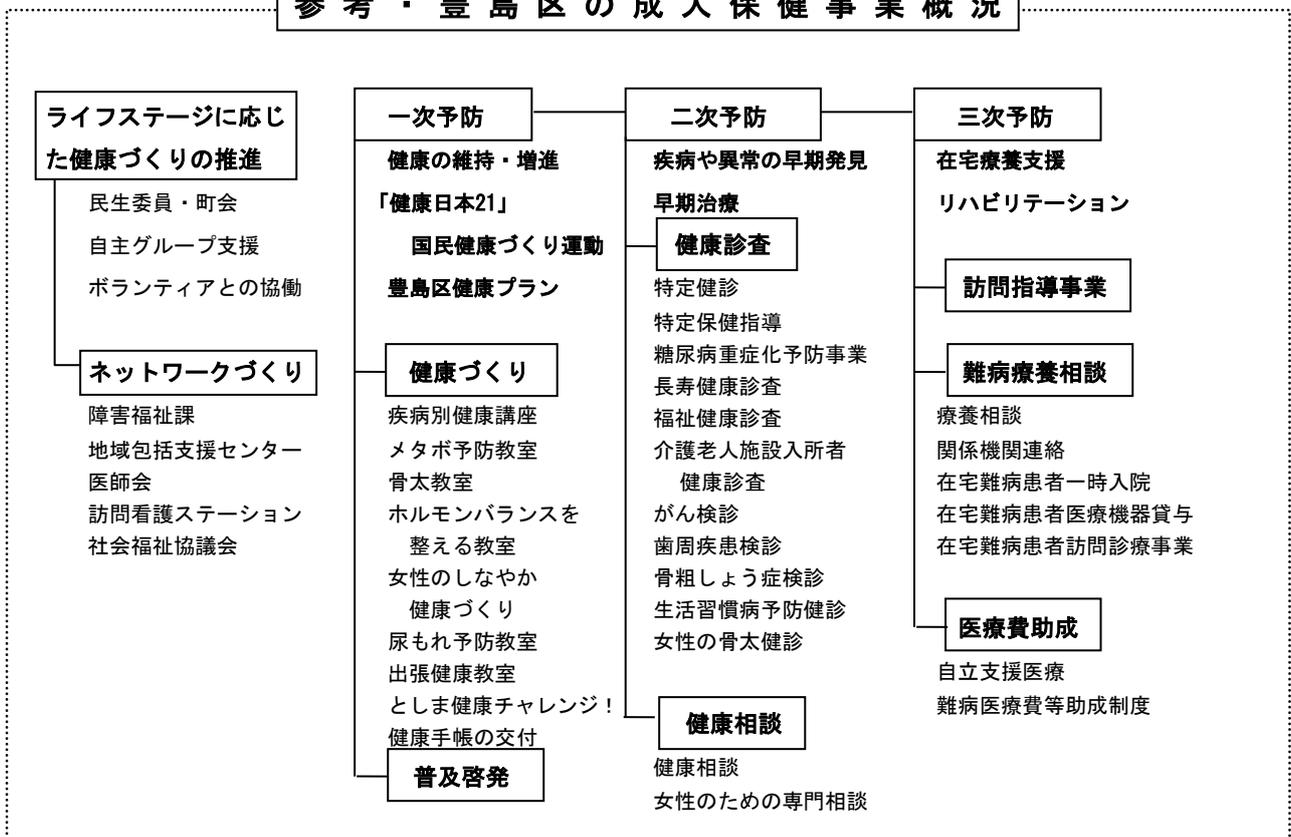
平成26年度からは、豊島区独自の健康手帳を作成して配布している。

□交付状況

(単位：人)

年度	区分	75歳以上の後期高齢者医療加入者	40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者	左記以外の40歳以上で交付を希望した者	計
28		15	39	9	63
29		43	43	21	107
30		43	57	13	113
元		37	31	19	87
2		10	13	9	32

### 参考・豊島区の成人保健事業概況



## [2] 健康教育（健康増進法第17条第1項）

### (1) 若年世代からの健康づくり教育

生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持増進に資するため、健康教育を行なっている。

年度	区分	健康教室		歯科教室 (講演会)	
		回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)
28		10	149	1	26
29		11	192	1	36
30		12	174	1	37
元		4	62	1	43
<b>2</b>		<b>4</b>	<b>33</b>	<b>1</b>	<b>21</b>
	池袋	3	27	1	21
	長崎	1	6		

### □令和2年度の健康教室・歯科教室テーマ

テーマ	会場	回数	参加者数
美と健康の秘訣は腸にあり ～腸内環境を整え免疫力アップ～	池袋	1	10
プチ不調をやっつけよう！ ～ステイホームでも体を動かし、 ストレス解消・免疫力UP～	池袋	1	10
プチ不調をやっつけよう！ ～元気な毎日を過ごすための 免疫力アップ食事術～	池袋	1	7
メタボリックシンドローム予防教室	長崎	1	6
知っておきたい！口臭・歯ぎしり・顎関節症	池袋	1	21

(注) 歯科教室は、池袋保健所のみで実施。

### (2) 出張健康教室

地域の企業や事業所からの要請により、健康教育を行なっている。

### □令和2年度の健康教室

テーマ	回数	参加者数
熱中症から身体を守ろう	1	31
感染症予防 ～インフルエンザを中心に～	1	23

(3) 集団健康教育

生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持増進に資することを目的に、集団健康教育を実施している。

〔対象〕 40歳から64歳の者

区分 年度	一般		歯周疾患		ロコモティブシンドローム (運動器症候群)		慢性閉塞性肺疾患 (COPD)		病態別		薬	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
28	29	1,266	1	50	4	64	1	36	7	234		
29	28	1,460	1	93	4	58	3	103	9	501		
30	28	2,072	1	76	4	42	2	70	7	341	1	76
元	23	1,591	1	83	0	0	1	9	7	366	1	96
2	12	577	1	47	0	0	2	5	5	92	0	0

【3】 健康相談 (豊島区健康相談事業実施要綱・健康増進法第17条第1項)

健康相談事業

心身の健康に関する個別の相談に応じ、生活習慣病の予防のため運動・栄養・休養・禁煙など健康管理に必要な相談を行なっている。池袋保健所では、健康相談と生活習慣病予防健診(男性)・女性の骨太健診結果の相談を同時開催している。

□相談状況

区分 年度	健康相談 事業		相談件数内訳						随時 健康 相談
			(医師相談)		(保健相談)		(栄養相談)		
	回数 (回)	来所者 延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	延人数 (人)
28	24	156	12	76	24	51	24	114	471
29	24	143	12	69	24	47	24	126	144
30	24	99	12	59	24	66	24	67	192
元	24	94	11	26	23	19	23	49	200
2	22	34	10	10	22	15	22	33	233
池袋	10	11	10	10	10	9	10	10	77
長崎	12	23			12	6	12	23	13
地域保健									143

(注) 平成24年度から、生活習慣病予防健診時に、禁煙個別健康相談を実施。内訳は来所者の相談内容による。

## [4] 健康診査

### (1) 長寿健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第125条）

生活習慣病予防などの健康保持増進のため、東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け、区医師会に委託し、8～11月及び12月に健康診査を実施。対象は後期高齢者医療制度加入者と年齢到達により、年度中に加入する方。一般検査として、問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査、尿検査を全員に実施し、追加検査として、心電図（偶数年齢の者）、胸部X線検査（全員）を実施した。

#### □ 受診状況

（単位：人）

区分 年度	対象者数	受診者数				指導区分			
		一般検査		計	受診率 (%)	異常なし	経過観察	要医療	計
		外来	訪問						
		A	B	C	D (B+C)	D/A			
28	26,377	12,944	167	13,111	49.7	403	3,772	8,936	13,111
29	26,795	13,065	183	13,248	49.4	408	3,931	8,909	13,248
30	27,287	13,413	150	13,563	49.7	365	3,982	9,216	13,563
元	27,461	13,249	150	13,399	48.8	318	3,804	9,277	13,399
<b>2</b>	<b>27,537</b>	<b>13,072</b>	<b>178</b>	<b>13,250</b>	<b>48.1</b>	<b>317</b>	<b>3,848</b>	<b>9,085</b>	<b>13,250</b>

#### □ 主な検査結果（延人数）

（単位：人）

区分 年度	脂質代謝 障害	腎尿路系 疾患	高血圧動 脈硬化性 疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代謝 疾患	心冠動脈 系疾患	貧血
28	5,224	6,480	4,532	1,741	4,147	1,874	3,534	2,595
29	5,453	6,746	4,650	1,825	4,043	2,077	3,538	2,570
30	5,758	7,042	4,848	1,841	4,101	2,059	3,603	2,526
元	5,727	7,657	4,743	1,747	5,057	2,041	3,436	2,411
<b>2</b>	<b>5,713</b>	<b>7,620</b>	<b>5,023</b>	<b>1,756</b>	<b>4,157</b>	<b>1,988</b>	<b>3,717</b>	<b>2,275</b>

(2) 介護老人施設入所者健康診査

区施設入所者に健診を実施し、その健診結果を施設入所者の健康状態の把握や健康管理に生かすことで、生活習慣病の予防、施設入所者の健康の保持に寄与することを目的とした事業である。対象は介護老人福祉施設、介護老人保健施設（区に住所を有する者）入所者。問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査、尿検査、胸部X線検査を7・8月に実施した。

□ 受診状況 (単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者		指導区分			
		受診者数	受診率 (%)	異常なし	経過観察	要医療	計
		A	B				
28	876	811	92.6	7	449	353	809
29	889	829	93.3	15	387	427	829
30	942	878	93.2	15	474	389	878
元	959	901	94.0	31	503	367	901
<b>2</b>	<b>967</b>	<b>906</b>	<b>93.6</b>	<b>8</b>	<b>578</b>	<b>320</b>	<b>906</b>

(注) 平成28年度の受診者数には指導区分が判定不能の方が2名含まれる。

□ 主な検査結果 (延人数) (単位：人)

区分 年度	脂質代謝障害	腎尿路系疾患	高血圧動脈硬化性疾患	肝機能障害	糖代謝障害	核酸代謝疾患	心冠動脈系疾患	貧血
28	251	423	150	77	227	84	299	309
29	244	449	124	83	243	82	319	297
30	282	494	153	85	264	83	381	330
元	277	516	175	83	303	75	345	346
<b>2</b>	<b>277</b>	<b>521</b>	<b>126</b>	<b>89</b>	<b>264</b>	<b>96</b>	<b>288</b>	<b>340</b>

(注) 平成27年度から特別養護老人ホーム「千川の杜」、平成28年度から特別養護老人ホーム「東池袋桑の実園」が追加。平成30年度から老人保健施設「アバンセ」が追加。

(3) 特定健康診査・特定保健指導

平成19年度まで老人保健法の基本健康診査として節目健診・高齢者健診を実施してきた。

平成18年に成立した医療制度改革関連法により、平成20年4月1日から医療保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査、特定保健指導を実施することとなった。豊島区においては、区国民健康保険の40歳～74歳の加入者を対象に実施する。

① 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第20条）

特定健康診査とは、生活習慣病予防のためにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目による健康診査をいう。区においては、特定健康診査実施時に、生活習慣病の予防・早期発見の観点から区独自項目も追加して健康診査を実施している。

□特定健康診査受診状況

(単位:人)

区分 年度	対象者数	受診者数				指導区分(健診全体)			
		基本健診 その1		計	受診率 (%)	異常なし	経過観察	要医療	有所見計
		外来受診者	訪問受診者						
A	B	C	D(B+C)	D/A					
28	49,089 (41,717)	19,183	10	19,193 (17,355)	39.1 (41.6)	1,448	7,296	10,449	19,193
29	46,736 (39,742)	17,714	14	17,728 (16,226)	37.9 (40.8)	1,305	6,791	9,632	17,728
30	44,856 (37,971)	17,118	6	17,124 (15,564)	38.2 (41.0)	1,215	6,315	9,594	17,124
元	42,380 (36,650)	15,779	5	15,784 (14,518)	37.2 (39.6)	961	5,777	9,046	15,784
<b>2</b>	<b>41,027</b>	<b>13,805</b>	<b>4</b>	<b>13,809</b>	<b>33.7</b>	<b>829</b>	<b>4,980</b>	<b>8,000</b>	<b>13,809</b>
40~49歳	9,712	1,620	1	1,621	16.7	246	696	679	1,621
50~59歳	9,093	2,335	1	2,336	25.7	177	988	1,171	2,336
60~64歳	4,529	1,610	0	1,610	35.5	100	583	927	1,610
65~74歳	17,693	8,240	2	8,242	46.6	306	2,713	5,223	8,242

(注1) 年齢基準日は令和3年3月31日。ただし、昭和20年10月1日から昭和21年3月31日生まれの者は、基準日現在74歳とし、特定健診の対象者としている。

(注2) ( ) は国へ報告する数値(年度途中の異動者を除いたもの)。令和2年度分は、翌年11月に確定する。

□主な検査結果

(単位:人)

区分 年度	脂質代謝障害	腎尿路系疾患	高血圧 動脈硬化性疾患	肝機能障害	糖代謝障害	核酸代謝障害	心冠動脈系疾患	貧血
28	9,975	6,579	4,523	3,742	4,103	2,229	2,185	1,631
29	9,429	6,394	4,237	3,502	3,636	2,311	2,081	1,506
30	9,093	6,220	4,234	3,342	3,370	2,169	2,235	1,320
元	8,680	5,965	3,918	3,053	3,976	2,113	1,949	1,235
<b>2</b>	<b>7,699</b>	<b>5,226</b>	<b>3,648</b>	<b>2,854</b>	<b>2,839</b>	<b>1,856</b>	<b>1,834</b>	<b>951</b>
40~49歳	817	504	126	334	106	210	44	105
50~59歳	1,444	762	386	568	338	352	112	141
60~64歳	929	558	397	370	288	211	215	95
65~74歳	4,509	3,402	2,739	1,582	2,107	1,083	1,463	610

(注1) 年齢基準日は令和3年3月31日。ただし、昭和20年10月1日から昭和21年3月31日生まれの者は、基準日現在74歳とし、特定健診の対象者としている。

□メタボリックシンドローム判定と保健指導の階層化

(単位：人)

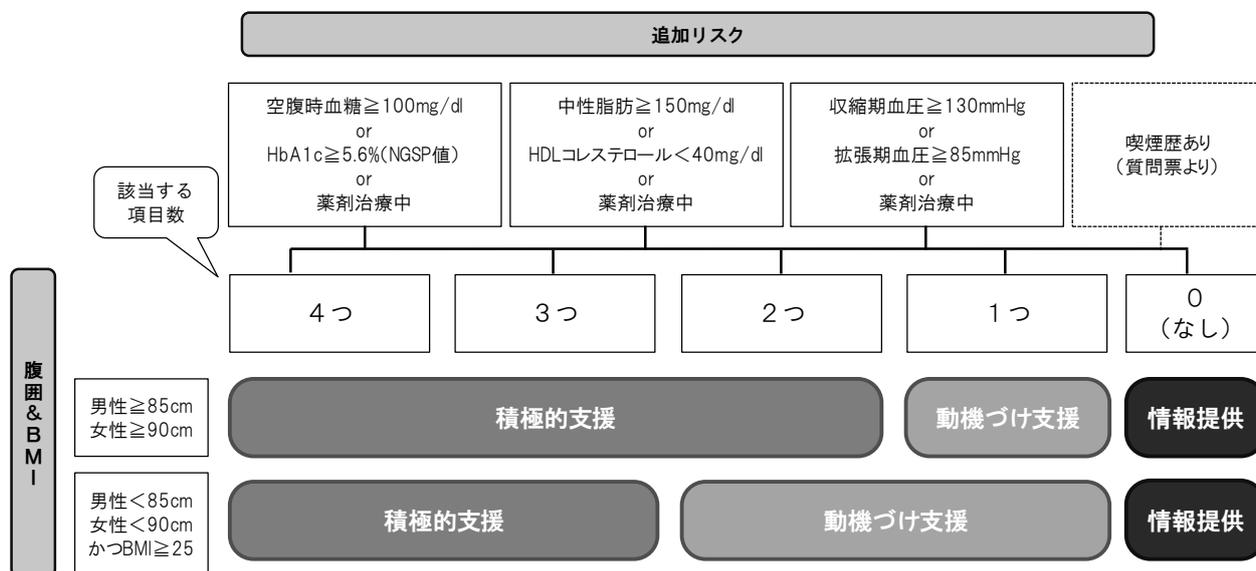
区分 年度	メタボリックシンドローム判定					保健指導の階層化					
	基準 該当 A	予備群 該当 B	非該当		判 定 不 能 D	計 E (A+B+C+D)	積 極 的 支 援	動 機 づ け 支 援	情 報 提 供	判 定 不 能	計
			C	非該当の 割合(%) (C/E)							
28	3,227	2,016	13,932	72.6	18	19,193	741	1,574	16,870	8	19,193
29	2,960	1,946	12,801	72.2	21	17,728	656	1,502	15,559	11	17,728
30	3,012	1,952	12,143	70.9	17	17,124	641	1,474	15,000	9	17,124
元	2,743	1,788	11,237	71.2	16	15,784	571	1,349	13,854	10	15,784
<b>2</b>	<b>2,655</b>	<b>1,575</b>	<b>9,566</b>	<b>69.3</b>	<b>13</b>	<b>13,809</b>	<b>509</b>	<b>1,234</b>	<b>12,056</b>	<b>10</b>	<b>13,809</b>

② 特定保健指導（高齢者の医療の確保に関する法律第24条）

特定保健指導とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群と判定された者に対して、専門のスタッフ（保健師、管理栄養士等）が行なう生活習慣の改善のための継続的な支援をいう。特定健康診査の結果により、下図の基準により生活習慣病のリスクに応じて「情報提供」・「動機づけ支援」・「積極的支援」の3つに区分（「階層化」という。）し、階層化の結果、保健指導該当者には「積極的支援」、予備群には「動機づけ支援」を実施する。

本区においては、特定保健指導事業者に事業を委託して実施している。

□特定保健指導の階層化基準



(注1) 65歳以上の方で、1つ以上該当した方は、すべて「動機づけ支援」の対象となる。

(注2) 生活習慣病に関する服薬中の者は、「積極的支援・動機づけ支援」に該当した方でも、「情報提供」の対象となる。

□特定保健指導実施状況

(単位：人)

区分 年度	特定 健診 受診者	特定保健指導対象者			初回面接終了者			評価終了者			特定 保健 指導 実施率 (%)	
		計	動機 づけ 支援	積極 的 支援	計	分割 実施	動機 づけ 支援	積極 的 支援	計	動機 づけ 支援		積極 的 支援
28	19,193 (17,355)	2,237 (2,107)	1,509 (1,422)	728 (685)	595 (559)		453 (429)	142 (130)	558 (529)	450 (428)	108 (101)	24.9 (25.1)
29	17,728 (16,226)	2,090 (1,977)	1,445 (1,376)	645 (601)	590 (558)		454 (430)	136 (128)	551 (526)	454 (433)	97 (93)	26.4 (26.6)
30	17,124 (15,564)	2,056 (2,320)	1,422 (1,694)	634 (626)	508 (481)		390 (374)	118 (107)	487 (449)	390 (363)	97 (86)	23.7 (19.4)
元	15,784 (14,518)	1,864 (1,786)	1,298 (1,250)	566 (536)	373 (357)		303 (300)	70 (57)	349 (343)	291 (296)	58 (47)	18.7 (19.2)
<b>2</b>	<b>13,809</b>	<b>1,703</b>	<b>1,203</b>	<b>500</b>	<b>501</b>	<b>169</b>	<b>388</b>	<b>113</b>				

(注1) ( ) は、国への報告の数値(国保途中加入者、特定保健指導中断者除外)

(注2) 特定保健指導対象者は特定健診受診者数から75歳と国保資格喪失者(年度途中)を除いた数

(注3) 評価終了者数は、特定保健指導開始から終了まで6ヶ月以上を要するため、翌年度9月以降に確定する。

(注4) 令和2年度から、特定健診当日に初回面接①、後日に初回面接②を実施する分割実施を開始した。

(令和2年度は、当日保健指導対象者1,153人のうち、医療機関での初回面接①実施者252人)

(4) 糖尿病重症化予防事業(健康増進法第17条第1項)

生活習慣病重症化予防事業の一環として、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」(平成26年4月一部改正)、「豊島区国民健康保険第二期データヘルス計画」(平成30年3月策定)に基づき、平成27年度から糖尿病重症化予防事業を行なっている。

① 糖尿病予防のための保健指導

国保特定健康診査の結果、糖尿病予備群(特定保健指導対象者を除く)である者を対象に、糖尿病発症予防を目的とした集団指導及び個別指導を実施している。

□糖尿病予防のための保健指導実施状況

(単位：人)

区分 年度	特定健 診受診 者	糖尿病 予防保 健指導 対象者	集団指導 <sup>(注1)</sup>			個別指導				糖尿病予 防のため の保健指 導実施率
			対象者	回数	参加者	初回 指導 参加者 (注2)	継続 指導 参加者 (注3)	計	6ヶ月後 評価まで の終了者 (注4)	
28	19,193	3,167	2,944	13	333	357	111	468	427	14.8%
29	17,728	2,490	2,165	13	254	265	146	411	368	16.5%
30	17,124	1,940	1,611	13	229	216	149	365	320	18.8%
元	15,784	3,421	2,883	10	270	315	181	496	469	14.5%
<b>2</b>	<b>13,809</b>	<b>1,746</b>	<b>1,354</b>	<b>16</b>	<b>137</b>	<b>134</b>	<b>147</b>	<b>281</b>		<b>16.1%</b>

(注1) 集団指導は昨年度までに集団指導を受けたことのない方のみを実施。

(注2) 個別指導初回指導参加者：前年度までに集団指導を受講したことがない方。

(注3) 個別指導継続指導参加者：前年度までに集団指導を受講済みの方で、当該年度も保健指導対象者となった方。

(注4) 個別指導は翌年度の4月まで実施するため、6ヶ月後評価までの終了者(督促終了含まず)は翌年度の11月に確定する。

② 糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨

国保特定健康診査の結果、高血糖状態で糖尿病薬未服薬である者を対象に、医療機関への受診勧奨及び、保健指導を実施している。

□糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨実施状況 (単位：人)

区分 年度	特定健診受診者	受診勧奨対象者	受診勧奨実施者
28	19,193	929	616
29	17,728	782	509
30	17,124	622	448
元	15,784	946	699
<b>2</b>	<b>13,809</b>	<b>509</b>	<b>445</b>

(注) 受診勧奨実施者数には、調査票により医療機関受診状況を把握したものを含む

□糖尿病ハイリスク未受診者の保健指導実施状況 (単位：回)

区分 年度	保健指導 (延数)			栄養指導 (延数)	
	面接	電話	訪問	面接	電話
28	2	441	0	0	0
29	3	432	0	0	0
30	5	413	0	0	0
元	1	376	0	0	2
<b>2</b>	<b>3</b>	<b>329</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>9</b>

(注) 当該年度の保健指導は翌年度の5月まで実施

(5) 福祉健康診査

区生活保護受給者、中国残留邦人の方の健康診査は、平成20年度から、生活習慣病予防健診として実施していたが、平成23年度から、特定健康診査、長寿健康診査に準ずる健康診査として、40歳以上の区生活保護受給者、中国残留邦人、東日本大震災避難者の方を対象に福祉健康診査を実施している。

□福祉健康診査受診状況

(単位:人)

区 分  年 度	対 象 者 数	受診者数				指導区分(健診全体)			
		基本健診その1		計	受 診 率 (%)	異 常 な し	経 過 観 察	要 医 療	有 所 見 計
		外 来 受 診 者	訪 問 受 診 者						
A	B	C	D(B+C)	D/A					
28	5,322	978	17	995	18.7	36	250	709	995
29	5,336	969	20	989	18.5	33	255	701	989
30	5,431	1,001	13	1,014	18.7	35	244	735	1,014
元	5,292	950	25	975	18.4	23	213	739	975
<b>2</b>	<b>5,282</b>	<b>1,011</b>	<b>18</b>	<b>1,029</b>	<b>19.5</b>	<b>29</b>	<b>267</b>	<b>733</b>	<b>1,029</b>
40～49歳	599	75	0	75	12.5	6	38	31	75
50～59歳	901	118	0	118	13.1	6	31	81	118
60～69歳	1,062	193	0	193	18.2	5	48	140	193
70～79歳	1,803	358	4	362	20.1	10	80	272	362
80歳以上	917	267	14	281	30.6	2	70	209	281

□主な検査結果

(単位:人)

区 分  年 度	脂質代謝 障害	腎尿路 系疾患	高血圧 動脈硬化 性疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代 謝疾患	心冠動脈 系疾患	貧血
28	498	440	301	209	357	173	211	199
29	524	461	290	215	353	182	198	199
30	506	465	343	218	332	163	231	195
元	508	519	326	206	412	174	201	188
<b>2</b>	<b>565</b>	<b>522</b>	<b>364</b>	<b>223</b>	<b>367</b>	<b>170</b>	<b>252</b>	<b>171</b>
40～49歳	52	24	12	20	11	11	1	8
50～59歳	76	41	35	39	35	19	5	12
60～69歳	118	90	60	62	71	45	37	30
70～79歳	181	195	151	59	144	56	106	53
80歳以上	138	172	106	43	106	39	103	68

(6) 生活習慣病予防健診（男性）・女性の骨太健診（豊島区生活習慣病予防健診実施要綱・豊島区女性の骨太健診実施要綱）

① 健診個別通知

健康教育の重点対象として、25歳・30歳・35歳に個別に健診案内、健康づくりに関する案内を発送している。

[健診対象者] 20歳から39歳

□個別通知状況

(単位：人)

区分 年度	[個別通知] 案内発送数		
		生活習慣病予防健診 (男性)	女性の骨太健診 (女性)
28	17,512	9,250	8,262
29	17,910	9,340	8,570
30	17,830	9,350	8,480
元	17,985	9,254	8,731
<b>2</b>	<b>17,475</b>	<b>9,087</b>	<b>8,388</b>

(※) 平成26年度個別通知発送数については、平成27年度から新たに加わる25歳健診対象者のうちの第1回実施対象者への通知数を含む。

② 男女別測定、健康講座実施状況

健診時、男性には体組成成分測定、女性には骨密度測定を実施し、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、男女別の健康講座を実施している。

[健康講座]

男性：「生活習慣病を予防しよう」(保健師・栄養士・歯科衛生士)

女性：「知っていて欲しいこと～女性の健康のために～」(助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士)

※平成26年9月～としま鬼子母神プロジェクト事業開始により講座内容にライフプラン形成のための健康に関する情報を追加した。

□健診受診者数

(単位：人)

区分 年度	回数	受診者数	体組成成分 測定者数	骨密度 測定者数	健康講座 受講者数	呼気一酸化 炭素濃度 測定者数	メンテナンス 体操 参加者数
28	12	733	300	429	733	110	334
29	12	769	304	463	769	88	400
30	12	738	309	426	738	83	407
元	11	699	276	419	654	57	
<b>2</b>	<b>10</b>	<b>462</b>	<b>185</b>	<b>276</b>	<b>399</b>		
男性	10	185	185		153		
女性	10	277		276	246		

(注1) メンテナンス体操は平成30年度で終了。

(注2) 令和2年4月、5月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健診中止。

(注3) 令和2年6月、7月は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、健康講座中止。

(注4) 令和2年3月より新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、呼気一酸化炭素濃度測定中止。

③ 健診結果

□総合判定別結果

区分 年度		受診者	異常なし	軽度異常	要指導・ 要再検査	要医療	
							28
29	769	162	146	306	155		
30	738	133	120	310	175		
元	699	144	98	327	130		
<b>2</b>	<b>462</b>	<b>95</b>	<b>73</b>	<b>191</b>	<b>103</b>		
男性	20歳代	42	7	14	10	11	
	30歳代	143	22	27	52	42	
	個別 再掲 通知者	25歳	24	4	9	6	5
		30歳	42	6	14	15	7
		35歳	56	13	8	15	20
計	185	29	41	62	53		
女性	20歳代	52	17	7	22	6	
	30歳代	225	49	25	107	44	
	個別 再掲 通知者	25歳	35	12	6	12	5
		30歳	87	28	7	39	13
		35歳	77	10	13	38	16
計	277	66	32	129	50		

(注) 平成28年度から、男女共通の人間ドック基準判定の結果を掲載。

□要指導者（健康相談対象者）、健康相談来所者数（健康相談より再掲）（単位：人）

区分 年度		健診 受診者	要指導	来所者	要医療	来所者	医療機関 受診者
28	男性	300	84	7	100	8	11 (※)
	女性	433	160	25	98	5	16 (※)
29	男性	304	92	10	84	4	
	女性	465	155	32	71	0	
30	男性	309	106	11	84	4	
	女性	429	159	22	91	5	
元	男性	276	104	10	60	1	
	女性	423	181	11	70	0	
2	男性	185	58	4	53	0	
	女性	277	105	4	50	1	

(※) 平成27、28年度のみ要医療・要再検査判定者には受診勧奨の文書を送付し、受診の有無及び、結果を返信してもらっている。受診が確認できた者のみ計上。

□主な検査結果

(単位：人)

年度	区分	受診者					(再掲) 骨密度測定 若年齢比較 79%以下		
			脂質代謝 異常	高血圧	肝機能 障害	糖代謝 異常		貧血	
28		733	61	5	44	3	17	12	
29		769	44	3	36	1	10	18	
30		738	54	8	41	6	20	10	
元		699	41	3	34	3	9	9	
<b>2</b>		<b>462</b>	<b>31</b>	<b>5</b>	<b>34</b>	<b>1</b>	<b>9</b>	<b>6</b>	
男性	20歳代	42	2	0	6	0	1		
	30歳代	143	14	3	25	1	0		
	個別 再掲 通知者	25歳	24	1	0	3	0		1
		30歳	42	2	1	3	0		0
		35歳	56	7	1	12	1		0
	計	185	16	3	31	1	1		
女性	20歳代	52	2	0	1	0	0	1	
	30歳代	225	13	2	2	0	8	5	
	個別 再掲 通知者	25歳	35	2	0	1	0	0	1
		30歳	87	5	0	0	0	3	0
		35歳	77	2	1	0	0	4	4
	計	277	15	2	3	0	8	6	

(注) 要医療の有所見者数を計上。骨密度測定は女性のみ実施。

□保健指導（健康増進法第17条第1項及び第19条の2）

健診結果に応じて、保健師・管理栄養士がメタボリックシンドロームの予防・改善に役立つ情報提供やアドバイスなどの専門的支援を行なっている。

(単位：人)

年度	区分	生活習慣病予防健診受診者		福祉健康診査受診者	
		初回指導	フォロー指導（延）(※)	初回指導	フォロー指導(延)(※)
28		1	1	0	0
29		0	0	0	0
30		2	0	0	0
元		1	1	0	0
<b>2</b>		<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

(※) フォロー指導は動機付け支援（6か月）と積極的支援（3か月・6か月）を含む。

(注) フォロー指導における動機付け支援・積極的支援の基準値は、「特定保健指導の階層化基準」に準ずる。フォロー指導者は前年度からの継続者も含む。

(7) 眼科検診

平成30年度より緑内障、加齢黄斑変性、糖尿病網膜症等の早期発見、早期治療を目的として45歳、55歳の区民を対象に実施。特定健康診査と福祉健康診査の対象者は、各受診券に案内を同封。

□検診結果（総合判定）

（単位：人）

年度	区分	対象者	受診者	異常なし	経過観察	要精密検査	要治療
55歳	3,347	269	169	43	46	11	
元	45歳	4,845	196	152	16	25	3
	55歳	3,444	286	187	44	44	11
2	45歳	<b>4,758</b>	<b>143</b>	<b>104</b>	<b>18</b>	<b>15</b>	<b>6</b>
	55歳	<b>3,776</b>	<b>214</b>	<b>151</b>	<b>33</b>	<b>27</b>	<b>3</b>

□所見

（単位：人）

年度	区分	白内障	緑内障	糖尿病網膜症	黄斑変性症	その他
55歳	41	42	2	5	41	
元	45歳	11	24	2	2	16
	55歳	43	47	2	7	36
2	45歳	<b>4</b>	<b>18</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>20</b>
	55歳	<b>28</b>	<b>27</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>28</b>

（注）複数の所見を有する方がいるため、総合判定と所見は人数不一致。

## [5] 訪問指導事業（健康増進法第17条・19条の2）

心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の指導が必要であると認められる方に保健師・理学療法士等が家庭を訪問し、本人及びその家族に対し、指導することにより、健康の保持増進と心身の機能低下防止、在宅生活の向上を図ることを目的とする。

〔対象〕 40～64歳までの方

□ 訪問指導件数

（単位：人）

区分 年度		高齢者福祉課		池袋		長崎		合計	
		実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
28		28	46	64	167	32	134	124	347
29		22	83	60	162	47	154	129	399
30		14	25	71	181	39	147	124	353
元		12	26	65	266	24	88	101	380
2		8	15	73	108	18	67	99	190
職種	保健師	6	8	73	108	18	67	97	183
	理学療法士	2	7					2	7

## [6] 骨粗しょう症対策・女性のしなやか健康づくり

女性の寝たきり要因の1つには、転倒・骨折があげられる。その病因となる骨粗しょう症を予防するためには、若い時からの注意が必要であるとともに、高齢者においては、転倒予防の対策が必要である。そこで、各ライフステージに基づいて具体的に指導（一部検診）を実施している。

### (1) 骨粗しょう症検診

豊島健康診査センターで骨塩定量検査のみを実施し、区内指定医療機関で問診による判定、説明及び指導を行なう。

〔対象〕 40、45、50、55、60、65、70歳女性

（単位：人）

区分 年度		豊島健康診査センター（検査）				区内医療機関（問診・診断）				
		受診者数	異常なし	要指導	要精検	受診者数	異常なし	相談・指導	再検・精検	要投薬治療
28		2,359	1,305	753	301	1,094	559	305	93	137
29		2,866	1,583	940	343	1,151	578	338	94	141
30		2,860	1,585	939	336	1,252	651	351	92	158
元		2,778	1,582	918	278	1,233	659	370	82	122
2		2,476	1,498	734	244	1,112	644	291	69	108

（注）平成29年度は受診期間外検診1人分をプラスした。

(2) 女性のしなやか健康づくり

① 女性の骨太健診(池袋保健所)

「豊島区女性の骨太健診実施要綱」に基づき、健康診査を受ける機会が少ない、若い世代の女性を対象に骨密度測定(超音波)を含めた健診及び健康講座を実施している。

女性の骨太健診は、[4]健康診査(6)生活習慣病予防健診・女性の骨太健診を参照。

② 乳幼児を持つ母親の骨密度測定及び栄養指導

最大骨量のピークは20～30歳代といわれ、若い頃からの骨づくりが大切である。そのため、若い母親が来所する乳幼児健康診査の機会をとらえ、食事の大切さ、骨づくりについて栄養士が働きかけている。また、乳児健康診査時や3歳児健康診査時には母親の骨密度測定(超音波)を実施し、骨づくり及び健康づくりのきっかけとしている。

□事業実績

年度	乳児健康診査時母親 骨密度測定及び指導		1歳6か月児健康診査時 個別指導		3歳児健康診査時母親 骨密度測定及び指導	
	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
28	36	1,365	36	1,770	36	1,070
29	36	1,493	36	1,659	36	1,191
30	36	1,408	36	1,779	36	1,175
元	31	1,204	36	1,738	36	1,248
<b>2</b>	<b>24</b>	<b>897</b>	<b>38</b>	<b>1,710</b>	<b>36</b>	<b>1,409</b>
池袋	16	590	25	1,129	24	924
長崎	8	307	13	581	12	485

③ 女性のしなやか健康づくり (実施) 長崎健康相談所

女性の生涯にわたる健康づくり、ひいては家族の健康づくりを推進するため、ライフステージ別に骨密度測定や運動実技を中心とした健康づくり教室を実施している。

□事業実績

年度	女性の健康づくり教室 「ホルモンバランスを整える」		骨粗しょう症予防教室 (2日制×2回) (※)	
	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)
28	2	26	4	64
29	3	45	4	58
30	4	50	4	42
元	2	21	4	32
<b>2</b>	<b>2</b>	<b>13</b>	<b>2 (※)</b>	<b>9</b>

(※) 令和2年度より1日制×2回 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員の見直しをして開催した。

## [7] としま健康チャレンジ！事業

「いつでも、だれでも、どこでも」をモットーに、区民が健康事業に参加することにより、健康を意識したライフスタイルを確立し、健康増進と生活習慣病を予防することをねらいとする。(平成21年度から開始)

### ① 事業概要

講演会や運動講座等のプログラム等に参加することによって、既定のポイントを集めるとマイレージカードと交換ができ、カードを区内協賛店で使用することで様々なサービスを受けることができる事業である。健康診断やがん検診の受診結果を提出した区民にもポイント付与することで、受診率向上を図っている。各店舗がマイレージカードと引き換えに提供するサービスは、本事業の趣旨に賛同した健康チャレンジ！応援団（企業・団体等）が無償で提供するものである。

### ② 実施状況

区分 年度	知ってチャレンジ！					やってチャレンジ！						
	講演会及び イベント	画及び食育 イベント	食育実践企 業	保健所事業	応援プロ グラム	マイ コース (検診)	測定会	体育協 力 施設	運動講 習会	健康ウ ォー クラリ ー	マイ コー ス (※1)	応援団企 画 講習会
	回数	回数 (再掲)	回数 (再掲)	回数	人数	回数	施設数	回数	人数	種類	回数	
	人数	人数 (再掲)	人数 (再掲)	人数	件数	人数		人数		人数		
28	16	5	9	334	-	7	23	12	621	7	565	
	10,357	1,065	162	5,824	-	795		323		1,850		
29	17	5	10	262	170	7	24	13	603	5	231	
	6,698	1,401	211	5,014	602	987		403		1,800		
30	17	5	8	184	220	7	25	13	574	5	196	
	6,336	1,755	119	3,922	808	1,395		370		2,000		
元	10	3	10	103	-	6	27	11	-	5	303	
	6,158	368(※2)	184	3,238	928	1,204		324		1,482		
2 (※2)	5	2	10	125	-	2	25	7	-	5	138	
	201	45	104	1,764	955	354		128		1,444		

(※1) 令和元年度より、ポイントシールの配布件数で統一。

(※2) 新型コロナウイルスの感染拡大防止による事業の中止のため、昨年度比大幅減少。

### □事業実績

区分 年度	マイレージ カード	チャレンジ 講演会等(※)		測定会		お楽しみ抽選会		健康チャ レンジ 応援団
	発行枚数 (枚)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	登録団体数
28	1,060	16	10,357	7	795			236
29	1,374	17	6,698	7	987			250
30	1,485	17	6,336	7	1,395			249
元	1,701	10	6,158	6	1,204			235
2	955	5	201	2	354			247

(※) チャレンジ講習会の一部は、健康増進法第17条1項に基づく集団健康教育へ計上。